譜 保険

- 福祉課 内線 1 2 4 申請窓口 役場
- 問い合わせ

度額を超えた分は、 費が軽減されます。

知多北部広域連合 事業課 **T**0 5 2 -689 - 2263

所者介護(介護予防)サー

対象(すべてに該当)

ス費が支給されます。

本人および世帯全員が住民 配偶者が別世帯の場合は、 その配偶者も住民税非課税 税非課税

預貯金などが単身で 2、000万円)以下 1、000万円(夫婦で

)対象施設・サービス

介護老人福祉施設

(特別養護老人ホーム)

軽減制度利用者負担の

地域密着型介護老人福祉施 設

介護老人保健施設

ショートステイ(短期入所 介護療養型医療施設 生活介護および短期入所療

養介護(介護予防も含む))

者は、

役場福祉課で手続きを

の軽減制度があります。対象

介護保険では、

利用者負担

更新手続きが必要です。

既に認定を受けている方も、 してください。対象者として

の利用者負担額が減免される は一部対象外)を利用した際 介護サービスなど(総合事業 次の要件に該当する場合、

疾病、障がいなどにより主 主たる生計維持者が死亡し 難となったとき た場合で、生計が著しく困 生計

(2) 低所得者負担軽減制度 社会福祉法人などによる

サービス費による軽減制度 特定入所者介護(介護予防

多北部広域連合へ問い合 ては、 および対象サービスについ 利 サービスを利用する場合に、 せてください。 が あります。 用者負担を軽減する法 著しく生計が困難な方が 役場福祉課または知 軽減実施法 わ

められ、

食費・居住(滞在)

負担限 特定入 Ė

階によって負担限度額が決

所得に応じた利用者負担段

困難とならないように、

所得の低い方の施設利用

3 災害などによる 利用者負担減免制度

場合があります。

・災害などにより、住宅、 たとき 財に半壊以上の損害を受け 家

が著しく困難となったとき 下に減少する場合で、 見込額が前年の2分の1以 たる生計維持者の年間所得

対象(すべてに該当)

いない 住民税課税者に扶養されて

介護保険料を滞納していな

世帯の年間合計収入が98万 算した額)以下 合は、1人当たり32万円加 円(世帯員が2人以上の場

預貯金が350万円(世帯 員が2人以上の場合は、 た額) 以下 人当たり100万円加算し 1

)減免割合

第3段階の方は2分の1を減 の方は4分の3、 保険料の所得段階が第1段階 免 (算出条件あり) 利用者負担額のうち、 第2および 介護

費は、

利用者負担額を支払っ

介護予防サービス費相当支給 予防)サービス費および高額 てください。高額介護(介護 申請書を役場福祉課に提出し

てから2年で時効となり、

申

請できなくなりますので注意

■ 利用者負担減免制度 ■ 知多北部広域連合の

場合、介護サービスなど(総 合事業は一部対象外)を利用 次の減免対象要件に該当する されます。 した際の利用者負担額が減免 介護保険料の所得段階が第 第2、第3段階の方で、

知多北部広域連合の被保険

のお知らせ」を送りますので、 予防)サービス費等について 域連合から「高額介護(介護 ビス費の支給対象となる可能 費、日常生活費、 費の自己負担分、 の自己負担分に限られます 性がある方には、知多北部広 (福祉用具購入費・住宅改修 部の費用などは対象外)。 高額介護(介護予防)サー 総合事業 食費・居住

サービス費などの支給 高額介護(介護予防

されます。対象となる利用者 て知多北部広域連合から支給 サービス費または高額介護予 場合は、高額介護(介護予防 防サービス費相当支給費とし サービスの利用者負担額が 負担額は、 、ージの表の上限額を超えた 同じ月に利用した介護保 介護サービス費用

予約制

利用に関する 法律相談

き

6月6日(水) 午後 1 時30分~ 4 時30分

- ところ 大府市役所
- 容

介護サービスの利用上で生じ たサービス事業者とのトラブ ルに関する相談で、法律問題 を含むもの

●対 象

知多北部広域連合から要介護 または要支援の認定を受けた 被保険者およびその介護者

- ●定 員 6 名 (先着順)
- ●応対者

知多北部広域連合 均氏 くまだ熊田 顧問弁護士

●申し込み

5月8日(火)~21日(月)の平 日午前8時30分~午後5時に 電話で問い合わせ先へ

- ※相談したい内容を具体的に 整理しておいてください。
- ●問い合わせ

知多北部広域連合 総務課

☎052-689-1651



▶利用者負担額の上限額

●竹川省兵に成り工政政	
区分	世帯および 個人の上限額
現役並み所得者(注1)	(世帯) 44,400円
一般(世帯のどなたかが市 区町村民税を課税されてい る方)	(世帯) 44,400円
世帯の全員が住民税非課税 であり、①または②の方 ①老齢福祉年金の受給者 ②前年の合計所得金額と課 税年金収入額の合計が80 万円以下の方	(世帯) 24,600円 (個人) 15,000円
生活保護受給者 ※利用者負担を15,000円に 減額することで、生活保 護の受給者とならない場 合も含む	(世帯) 15,000円 (個人) 15,000円

住宅改修費の給付制度福祉用具購入費・ み申請書を提出してくださ 介護保険の被保険者で要支

その後、 事費の保険対象分の1割ま 被保険者は購入費または工 たは2割を事業者に支払い、 申請により保険対

場福祉課へ提出

方が、福祉用具を購入したり、 援・要介護認定を受けている

住宅改修を行ったりしたとき

同一世帯で複数の方が介護 保険のサービスを利用して 世帯内の利用 ると、その費用の一部が福祉 用具購入費または住宅改修費 る場合があります。 として介護保険から給付され

してください。

収入の合計が520万円(1

2回目以降は不要です。

(注1) 「現役並み所得者」とは、

内にいる方です。

ただし、同

注意

は「一般」の区分となります。 より少ないと申請した場合 人世帯の場合は383万円

申請手続きは初回のみで、

世帯の第1号被保険者の

第1号被保険者が同一世帯 課税所得145万円以上の

)申請方法

既に世帯の一部の利用者の

者全員の申請が必要です。

いる場合は、

方が支給を受けている場合

新たに対象となる方の

償還払い 広域連合に保険対象分の9 事費の全額を一旦事業者に 支払い、その後、 被保険者が購入費または工 知多北部

①福祉用具購入費の申請手続き

請求できなくなります。

受領委任払い 割または8割を申請する方

②住宅改修費の支給申請手続き 事前協議書の結果通知を受け 改修工事を行う前に事前協議 申請書を役場福祉課へ提出 特定福祉用具購入後、 工事完了後、支給申請書を役 取った後、改修工事着工 書を役場福祉課へ提出 支給

(事前協議が必要)に申請 をす

に支払う方法 多北部広域連合から事業者 象分の9割または8割を知

※特定福祉用具購入や住宅改 日から、2年間経過すると 修の代金を完済した日の翌